

職業安定分科会(第 212 回)	資料2-2
令和7年3月 31 日	

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 案概要（年度当初施行分）

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について【概要】【年度当初施行分】

1. 概要

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「労推法」という。）及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づく各種助成金等について、令和 7 年度分に係る制度の廃止や縮小を行うもの。対象となるのは以下の助成金等であり、内容の詳細は別紙のとおり（職業安定分科会関係は下線部分）。また、その他所要の改正を行う。

I. 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「雇保則」という。）の一部改正関係

- 1. 早期再就職支援等助成金
- 2. 人材確保等支援助成金
- 3. キャリアアップ助成金
- 4. 高年齢労働者処遇改善促進助成金

II. 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「労推則」という。）の一部改正関係

- 1. 就職促進手当

III. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 29 号。以下「建労則」という。）の一部改正関係

- 1. 人材確保等支援助成金

2. 根拠条項

- 雇用保険法第 62 条第 1 項及び第 2 項
- 労推法第 18 条及び第 19 条
- 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第 9 条及び第 47 条

3. 施行期日等

- 公布日 令和 7 年 3 月 31 日
- 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

I. 雇保則の一部改正関係

1. 早期再就職支援等助成金

○ 雇入れ支援コースの見直し

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた労働者を雇い入れる事業主の負担軽減及び雇入れに伴う教育訓練の実施を促す観点から、受入れ人材育成型訓練への助成を設けているが、利用実績が少ないこと、類似の助成金制度の利用が可能であることから、雇入れ支援コースにおける受入れ人材育成型訓練への助成を廃止する。（雇保則第 102 条の 5 第 8 項及び第 9 項）

【現行制度の概要】

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期（離職後３か月以内）に、期間の定めのない労働者として雇い入れ、雇入れ前の賃金と比して５％以上上昇させた場合に助成する。

また、雇入れ後に訓練を実施した場合、その費用の一部について上乗せ助成を行う。

(支給額)

早期雇入れ支援（雇入れ助成）			30 万円（※１）
受入れ人材育成 型訓練	OJT 実施助成		20 万円＜11 万円＞
		実施助成	960 円＜480 円＞／時間（※２）
	OFF-JT	経費助成	実費（訓練時間数に応じた上限あり（※１）） 10 時間以上 100 時間未満 上限 15 万円 < 10 万円 > 100 時間以上 200 時間未満 上限 30 万円 < 20 万円 > 200 時間以上 上限 50 万円 < 30 万円 >

※1 生産指標等により一定の成長性が認められる企業が、事業再編等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合（優遇助成）の加算（+10万円）

※2 優遇助成における訓練加算（＋100 円／時間）

※3 < >内の助成額は中小企業事業主以外

2. 人材確保等支援助成金

(1) 人事評価改善等助成コースの廃止

- 事業趣旨が共通する雇用管理制度助成コースに統合し、人事評価改善等助成コースを廃止する。(雇保則第 118 条第 2 項第 1 号ハ)

【現行制度の概要】

生産性向上に資する人事評価制度及び賃金アップを含む賃金制度を同時に整備し、実施することを通じて、生産性向上を図り、賃金上昇と離職率低下を実現した事業主に対して助成を行う。

(2) 派遣元特例コースの廃止

- 派遣元特例コースは、令和 6 年度適用のハローワーク別地域指数の訂正に対応し、同一労働同一賃金の実施に取り組む派遣元事業主が令和 6 年度内に実施した賃金制度の整備・改善等に伴う経費を支援するために、令和 7 年 3 月末までの時限措置として創設した助成金であるところ、今般、その期限が到来することから、派遣元特例コースを廃止する。(雇保則附則第 17 条の 2 の 4)

【現行制度の概要】

同一労働同一賃金の実施に取り組む派遣元事業主に対し、賃金制度の整備・改善等に伴う経費を支援するための助成を行う。

(具体的内容)

- 令和 6 年度に適用される賃金制度について、派遣元事業主が、訂正後の指数による一般賃金水準以上となるよう、労使協定を再締結するとともに、年度当初から協定再締結までの期間における差額(現行協定と訂正後の指数による一般賃金水準との差)を補う対応等(※)を実施した場合を対象とする(令和 6 年度内に実施したものに限る。)
- ※ 現行協定に基づく自社の賃金額が訂正後の指数による一般賃金水準以上ではあるものの、同水準に対する自社の賃金額の相対優位度を維持するために賃金引上げを行った場合も含むものとする。
- 整備に係る基本経費(定額 5 万円)に、雇用する派遣労働者の人数に応じた定額(1 人につき 1 万円)を加えた額(これを超える額を支払う場合は当該額)を支給する。

4. 高年齢労働者処遇改善促進助成金

○ 高年齢労働者処遇改善促進助成金の廃止

高年齢労働者処遇改善促進助成金は、高年齢雇用継続給付の給付率の見直しの施行（令和7年4月）に向け、事業主による高年齢労働者の処遇改善の取組みを推進するために、令和7年3月までの時限措置として創設した助成金であるところ、今般、その期限が到来することから、高年齢労働者処遇改善促進助成金を廃止する。（雇保則附則第15条の4の5）

【現行制度の概要】

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する等の観点から、60歳から64歳までの高年齢被保険者の処遇改善に向けて、就業規則等の定めるところにより、当該高年齢被保険者に適用される賃金規定等の改定に取り組む事業主に対し、助成金を助成する。

（対象事業主）

その雇用する60歳から64歳の被保険者に係る高年齢雇用継続基本給付金の受給総額が賃金規定等改定前後において減少している事業主

（対象期間）

令和7年3月31日まで

（支給額）

当該事業所に雇用される被保険者に係る、賃金規定等改定前後を比較した高年齢雇用継続基本給付金の受給総額の減少額に、 $\frac{2}{3}$ （中小企業事業主にあつては $\frac{4}{5}$ ）を乗じた額

※ 令和5年度以降は減少額に、 $\frac{1}{2}$ （中小企業事業主にあつては $\frac{2}{3}$ ）を乗じた額

※ 6か月に1度、最大4回（2年間）まで申請可能であり、2回目以降も、初回の申請時に適用された助成率を適用（支給要領で規定）。

Ⅱ．労推則の一部改正関係

1．就職促進手当

（1）支給要件の見直し

- 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）における税額控除に分配時調整外国税相当額控除（所得税法第 93 条）が加わったことを踏まえ、就職促進手当に係る所得税の額の計算にあたって、他の税額控除と同様に当該規定を適用しない（分配時調整外国税相当額控除に相当する額については、所得税の額から控除しない）ものとする。（労推則第 1 条の 4）

※ 分配時調整外国税相当額控除とは、集団投資信託の収益の分配等の支払いを受ける場合に、その収益の分配等に係る一定の外国所得税額等の額があるときは、その年分の所得税及び復興特別所得税の額からその外国所得税額等の額が控除される制度。

【現行制度の概要】

労推法第 18 条第 1 号に掲げる給付金として、求職活動の促進とその生活の安定を図るため、所得税の額が一定額を超えない者に対し、就職促進手当を支給している。厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその者の所得の金額（配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に所得があるときは、厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその配偶者の所得の金額を加えた金額）に対し、所得税法の規定により計算した所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第 72 条から第 82 条まで、第 83 条の 2、第 92 条及び第 95 条の規定を適用しないものとする。）が厚生労働省職業安定局長が定める額を超えない者であること等を助成の対象要件としている。

Ⅲ. 建労則の一部改正関係

1. 人材確保等支援助成金

(1) 建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金の廃止

- 令和6年10月末時点でCCUSの技能者登録者数は154万人を越え、CCUS等の普及は一定程度進んだと考えられ、次の段階としてCCUS等を活用した雇用管理改善に対する支援へ移行するため、建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金については、令和6年度限りで廃止する。(建労則第7条の2第2項)

【現行制度の概要】

若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手確保・育成や魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備を図ることを目的として、建設事業主団体がその構成員等を対象に建設キャリアアップシステム等の普及促進に向けた事業を実施した場合に助成。

(2) 建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金の一部変更

- 建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金のうち、東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を対象にした措置については、被災3県の復興関連工事がほぼ完了しており、3県に限って支援する理由が乏しいこと、制度創設の一番の目的である作業員宿舎と賃貸住宅の利用実績が令和2年度以降ないことから、令和6年度限りで廃止する。(建労則第7条の2第4項第1号ロ)

【現行制度の概要】

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する工事現場において、①作業員宿舎、②賃貸住宅、③作業員施設の賃借を行った場合に助成。